



産保第 2 1 3 4 号

平成 3 0 年 3 月 1 2 日

千葉県高圧ガス流通保安協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長



高圧ガス関係事業所等に係る災害発生時の通報について（通知）

高圧ガス関係事業所等に係る災害発生時の通報系統を別紙のとおり改め、関係事業所長あて通知しましたのでお知らせします。

貴協会におかれましては、貴協会会員等への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

担 当

保安対策室

電話 043-223-2736



産保第2134号

平成30年3月12日

高圧ガス関係事業所長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長

(公 印 省 略)

高圧ガス関係事業所等に係る災害発生時の通報について(通知)

このことについて、平成30年4月1日以降の通報系統等を別紙(裏面)のとおり改定いたしましたので、通知します。

改定後の通報系統では、事故発生場所や適用される法律により、通報先が千葉県又は千葉市に区分されることに留意願います。

なお、液化石油ガス一般消費者等に係る事故時の通報系統等については、別に定めていることを申し添えます。(従来と変更はありません。)

担 当

保安対策室

電話 043-223-2736

高圧ガス関係事業所等に係る災害発生時の通報系統等 (液化石油ガス一般消費者等に係る事故の場合を除く)

1 千葉県内の高圧ガス関係事業所に係る災害、あるいは高圧ガスの輸送に係る災害が発生した場合、当該事業所等の関係者は、夜間休日を問わず、次の2、3の要領に従い、直ちに電話等による通報を行うこと。

なお、石油コンビナート等災害防止法の特定事業所においては、同法第23条の規定する異常現象の通報を優先させること。

2 報告事項は次のとおりとする。

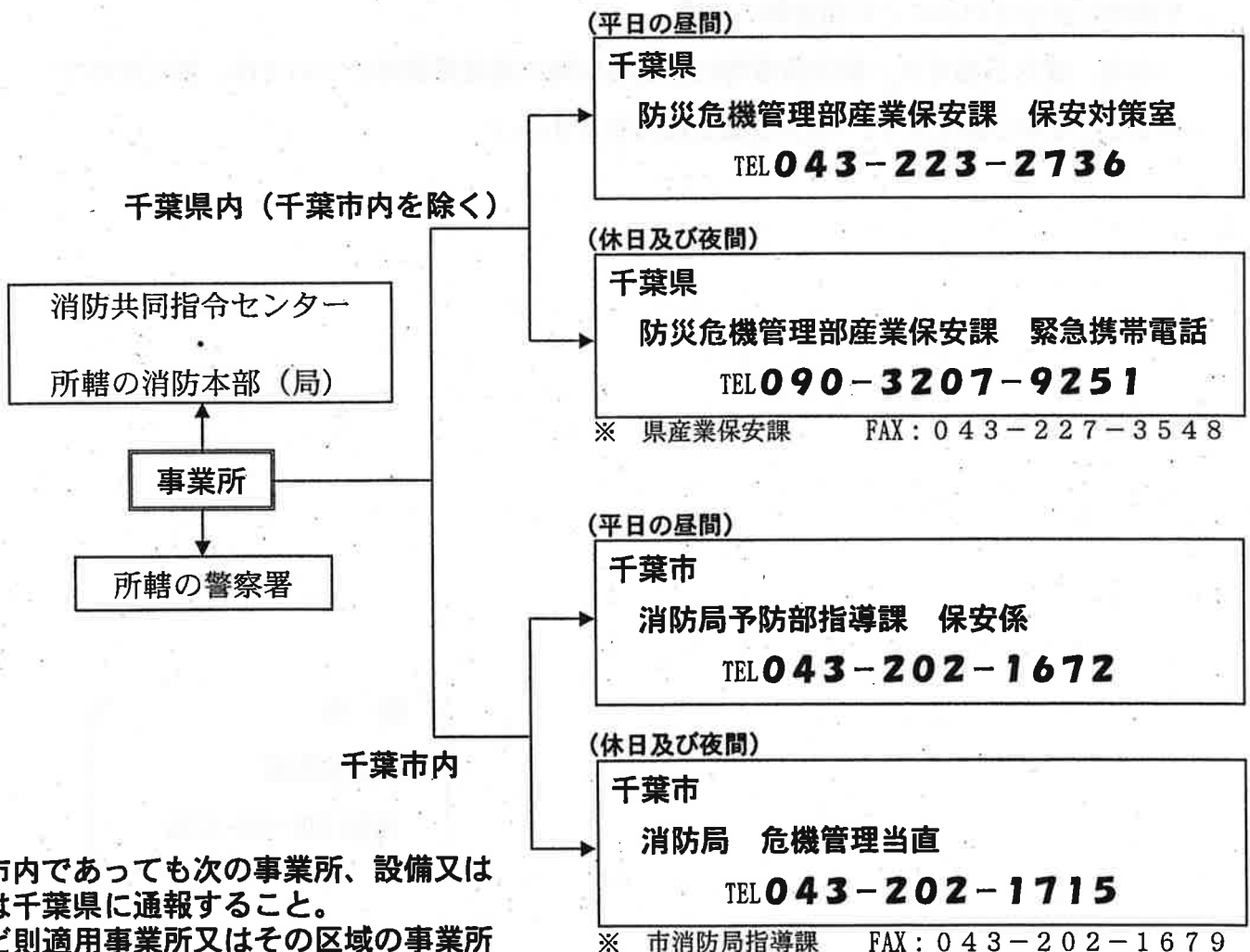
- (1) 発生の日時
- (2) 発生した場所（設備名等を含む）
- (3) 災害等の概要（被害状況を含む）
- (4) 発生原因又はその推定
- (5) 報告者の氏名、所属、電話番号

詳細が不明であってもその時わかる範囲で、とりあえず、第1報を通報すること。

(通報した内容が高圧ガスの事故に該当する場合は、追って事故届書を提出すること。)

3 高圧ガス関係事業所に係る災害発生時の通報系統 (平成30年4月1日以降)

事故が発生した場合、発生場所に応じて下図の通り通報すること。



※千葉市内であっても次の事業所、設備又は施設は千葉県に通報すること。
 ・コンビ則適用事業所又はその区域の事業所
 ・液化石油ガス法の適用を受ける設備又は施設

2018年4月から千葉市内の事業所等 に係る高圧ガス保安法の事務の一部は 千葉市消防局で行います。

*液化石油ガス法に係る事務は、従来どおり千葉県産業保安課で行います。

第5次一括法の施行により2018年4月から高圧ガス保安法に係る千葉県知事の許認可等の権限の一部が千葉市長に移譲することとなり、移譲後は、その事務を千葉市消防局指導課が行うこととなりました。

なお、コンビナート等保安規則の適用を受ける事業所（その区域内の事業所も含む）や液化石油ガス法の適用も受ける設備などの許認可等の事務は、引き続き千葉県知事の権限として、千葉県産業保安課で行います。

千葉市内の事業所等にかかる事務のうち、2018年4月以降

千葉市消防局指導課が申請窓口となる事務 <手数料は現金納付となります。>

- ・高圧ガス製造事業所及び貯蔵所に係る事務（一般則、液石則、冷凍則）
- ・高圧ガス販売所に係る事務（一般則、液石則、冷凍則）
- ・高圧ガス容器検査所及び容器に係る事務（容器則）
- ・上記で発生した事故に係る事務 など

*下記に示す「千葉県産業保安課が申請窓口となる事務」は除きます。

千葉県産業保安課が申請窓口となる事務 <手数料は千葉県収入証紙での納付となります。>

- ・コンビナート等保安規則の適用を受ける事業所並びにその事業所の区域内にある他の事業所（一般則、液石則、コンビ則、冷凍則）の事務
- ・液化石油ガス法の供給設備（消費設備に接続しているものに限る。）、消費設備、貯蔵施設又は充てん設備（供給設備に接続しているもの又は所在地にあるものに限る。）に係る高圧ガス保安法の手務
- ・上記で発生した事故に係る事務
- ・免状の交付等に係る事務（千葉県から高圧ガス保安協会に委託）など

不明の点は下記にお問い合わせください。

千葉県防災危機管理部産業保安課（千葉市中央区市場町1-1）電話：043-223-2736

千葉市消防局予防部指導課（千葉市中央区長洲1-2-1）電話：043-202-1672